

一般不妊治療費の助成について

対象額	令和4年4月1日以降に保険適用された不妊の検査および一般不妊治療（タイミング法、人工授精）のうち、患者自己負担額。 ※医療機関に支払った医療費のほか、院外処方による調剤費も合算します。ただし、文書料・食事療養費標準負担額・室料などの治療に直接関係しない費用は対象外です。
助成額	保険診療で支払った額を全額助成します。（千円未満切り捨て）。 ただし、高額療養費となる分、健保組合から還付される額を除く。
助成期間	1子ごとに、助成を開始した診療月から継続する24月分に限りです。 （月単位でカウントします。）
対象者	法律上のご夫婦又は事実上の婚姻関係にあることが確認できるご夫婦で、次のいずれにも該当する方とします。 ①申請時において、夫婦の一方又は両方が碧南市に住所を有していること。 ②医療機関によって一般不妊治療、生殖補助医療又は先進医療が必要であると認められたこと。 ③ご夫婦のいずれもが、医療保険各法の規定による被保険者、組合員または被扶養者であること。 ※他の市区町村等で同様の補助を受けている方は該当しない場合があります。
申請の流れ	1 申請書類の提出（申請時期にご注意ください。） 2 不妊治療費等助成金交付決定または不妊治療費等助成金不承認決定を、保健センターから申請者へ通知します。 交付決定の場合は、交付決定通知書と助成金交付請求書を一緒に郵送します。 3 交付決定通知を受けた後、「助成金交付請求書」を保健センターへ提出してください。 4 指定の口座へ振り込みます。
申請の方法 および 申請期限	助成期間は24月ですが、毎年度分ごとに申請が必要です。年度内の最終治療月の末日から6月以内までに申請してください。 最終治療日を含む月の末日から6月以内に申請書を提出。 （例）令和4年12月1日が最終治療月の場合、 12月の末日（12月31日）から6月以内 → 令和5年6月末日まで

	<p>注1) 令和4年度分とは、令和4年4月から令和5年3月治療分を言います。最終治療日が令和5年3月の場合は、令和5年9月末日が申請期限です。</p> <p>注2) 申請期限日が土日または祝日の場合は、直前の平日までが申請期限になります。ご注意ください。</p> <p>注3) 同一年度内の治療分を複数回に分けても申請をすることもできます。ただし、申請に必要な書類は申請の都度すべてを用意していただく必要があります。</p>
申請に必要な書類等	<p>①碧南市一般不妊治療費助成金交付申請書</p> <p>②碧南市一般不妊治療費自己負担金支払証明書</p> <p>③碧南市一般不妊治療費助成事業医師証明書</p> <p>④一般不妊治療の自己負担金の領収書(原本)</p> <p>* 領収書の返却を希望される場合は、領収書の原本とその写しを併せてご持参ください。</p> <p>【参考】確定申告での医療費控除：(支払った医療費) - (助成額) が医療費控除の対象額となります。</p> <p>また、助成金額も申告してください。</p> <p>* 確定申告をする場合は、必ず先に助成金の申請を行ってください。</p> <p>⑤婚姻の届出をしている夫婦であることを証する書類</p> <p>* ⑥で⑤の内容が確認できる場合は、⑤の提出は不要</p> <p>⑥夫および妻の住民票(発行日から3か月以内のもの)</p> <p>* 本籍・筆頭者・世帯主・続柄が必要</p> <p>* 住民票等交付請求書の使いみちに「不妊治療費等助成金交付申請」と記載すると碧南市の場合は、手数料が免除になります。</p> <p>* ご夫婦が同居でない場合は、ご夫婦であることの確認のため「戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)」の提出も必要です。</p> <p>⑦医療保険に係る保険証又は組合員証の写し(夫婦二人分)</p> <p>⑧高額療養費または健康保険組合等からの付加給付額等が分かる書類(例: 高額療養費支給(不支給)決定書、限度額適用認定証等の写し)</p> <p>⑨碧南市一般不妊治療費助成事業に関する同意書</p> <p>⑩印鑑(スタンプ式を除く)</p> <p>* 申請書等に訂正がある場合に必要となります。</p>
お問合せ先	<p>碧南市保健センター 母子保健係 (平日 8:30~17:15)</p> <p>電話: 0566-48-3751 ✉ kenkouka@city.hekinan.lg.jp</p>